



平成26年5月15日

各 位

会 社 名 伊藤忠エネクス株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡田 賢二
(コード：8133 東証第1部)
問合せ先 調査広報部長 高嶋 正次
(TEL：03-6327-8003)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催した取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月19日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業内容の多様化に対応するため、第2条に定める目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮出来るようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、第20条（取締役の責任免除）及び第27条（監査役の責任免除）を新設するものです。
なお、第20条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 業容の拡大に備えることと経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、第27条（変更後は第29条）に定める執行役員の数数を20名以内から25名以内に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第2条（目的） 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. ～23. <条文省略>	第2条（目的） 当社は次の業務を営むことを目的とする。 1. ～23. <現行どおり>

現行定款	変更案
<p>24. 電気事業法に基づく電力の販売、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、幹旋およびリース業</p> <p>25. ～38. <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p>第20条（取締役会規程） 前三条のほか、取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第21条～第25条<条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>24. 電気事業法に基づく電力の販売および製造、自動車等への電気の供給ならびに充電設備の販売、幹旋およびリース業</p> <p>25. ～38. <現行どおり></p> <p><u>第20条（取締役の責任免除）</u> 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</p> <p><u>②当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第21条（取締役会規程） 前四条のほか、取締役会に関する事項については取締役会で定める取締役会規程による。</p> <p>第22条～第26条<現行どおり></p> <p><u>第27条（監査役の責任免除）</u> 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる。</p> <p><u>②当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第<u>26</u>条（監査役会規程） 前<u>二</u>条のほか、監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>第<u>27</u>条（執行役員） 当社の執行役員は<u>20</u>名以内とし、取締役会の決議において選任する。</p> <p>第<u>28</u>条～第<u>32</u>条＜条文省略＞</p>	<p>第<u>28</u>条（監査役会規程） 前<u>三</u>条のほか、監査役会に関する事項については監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>第<u>29</u>条（執行役員） 当社の執行役員は<u>25</u>名以内とし、取締役会の決議において選任する。</p> <p>第<u>30</u>条～第<u>34</u>条＜現行どおり＞</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 19 日

以 上